

令和5年4月13日改定
全学内部質保証推進会議決定

1 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

(1) 基本的な方針

本学は、社会の一員として本学の教育研究をはじめとした諸活動について方針を策定し、それに基づき着実に実行し、確実な成果を上げるよう努め、その結果が適切な水準に達していることを自らの責任において説明、証明する活動に積極的に取り組む。

(2) 内部質保証の定義

内部質保証とは、大学の行う教育研究活動やそのほかの諸活動が適切に行われ、適切な水準にあることを大学自らの責任において、説明、証明するための活動をいう。

(3) 内部質保証の対象

本学において、内部質保証の対象は、教育、研究、社会貢献及び大学運営とする。

(4) 学生及び外部の評価

内部質保証活動にあたっては、学生及び外部の意見、視点を取り入れることとする。

2 内部質保証推進組織の権限と役割

(1) 本学の内部質保証を推進する組織として全学内部質保証推進会議（以下、「質保証会議」という。）を置く。

(2) 質保証会議は、大学運営等部会、教学部会で構成する。大学運営等部会は大学運営全般の質保証に責任を持つ。教学部会は教学関係の質保証に責任を持つ。

(3) 質保証会議は、本学の内部質保証活動を推進し、全学内部質保証について総括するとともに、全学の内部質保証活動について責任を負う。内部質保証活動の結果は社会に対し公表する。

(4) 質保証会議は、本学の教育研究活動等の自己点検・評価を行い、点検・評価報告書を作成し、公表する。併せて外部評価を実施する。

(5) 質保証会議は、各学内組織から教育研究活動等の実施状況について、報告を求めることができる。

(6) 大学運営等部会は、教育研究（教学部会の担当している部分は除く）、社会貢献、教育研究環境等整備及び大学運営に関する大学の方針を策定し、各学部・学科、各専攻、各センター及び事務局（「各学内組織」という。）が、方針に基づき、具体的な計画を立て実行するように指示し、必要な指導、助言及び支援を行う。各学内組織の自己点検・評価結果を検証し、必要な改善案を策定するよう各学内組織に提案する。

(7) 教学部会は、学位授与の方針、教育課程の編成方針、入学者受入れ方針（以下、「教育ポリシー」という。）及びアセスメントポリシーを策定し、各学部・学科、各専攻に対しポリシーに基づく教育活動への取組について指示し、必要な指導、助言及び支援を行う。各学部・学科、各専攻の自己点検・評価を検証し、必要な改善案を策定するよう各学部・学科、各専攻に指示する。

(8) 各学部・学科、各専攻、各センター及び事務局に部局別の質保証委員会を置く。部局別質保証委員会は、大学の方針に基づき教育研究活動等の計画を策定し、計画に基づいて教育研究活動等を実

施するとともに、その結果を点検・評価し、点検・評価結果に基づいて、改善計画を作成し、実行する。

3 内部質保証推進組織と各学部・学科、各専攻その他の組織との役割分担

組織	役割
経営戦略会議	大学運営等の全般的な方針及び10年構想5か年計画の策定
質保証会議 (評価専門部会)	(1) 質保証活動の総括 (2) 質保証活動のための方針及び手続の制定 (3) 本学の教育研究活動等について自己点検・評価 (4) 質保証活動の結果及び自己点検・評価結果について外部識者及び学生から意見を聴取 (5) 内部質保証の結果及び自己点検・評価報告書の作成・公表 (6) 本学の内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価
大学運営等部会	(1) 財務、人事、施設、教学、学生支援、国際交流、社会貢献及び教育研究環境等の整備に関する基本方針の策定 (2) (1)に基づく計画の策定を各学内組織に指示 (3) 各学内組織に対する、必要な指導、助言及び支援 (4) 各学内組織の自己点検・評価結果に基づき各学内組織へ改善案の策定指示
教学部会	(1) 各学部・学科及び各専攻と協働で教育ポリシーを策定 (2) 各学部・学科及び各専攻に対し教育ポリシーに基づく教育課程の編成・実施を指示 (3) 各学部・学科、各専攻に対し必要な指導、助言及び支援 (4) 各学部・学科、各専攻による自己点検・評価結果に基づきFD活動を実施し、改善案を作成、提案
各学部・学科、各専攻 (部局別質保証委員会)	(1) 教育ポリシーに基づく教育課程の編成 (2) 教育課程に基づく学生への教育の実施 (3) 教育課程の実施結果の検証(教育課程レベル、授業レベル、学生個人レベル)、自己点検・評価の実施 (4) 教学部会の指示及び自己点検・評価結果により、教育ポリシー、教育課程、授業の改善の必要性について検討、改善案の作成
各センター、事務局 (部局別質保証委員会)	(1) 質保証会議の方針に基づく事業計画の策定 (2) 事業計画に基づく事業の実施 (3) 事業の実施結果により事業報告書の作成、自己・点検評価 (4) 大学運営等部会の指示及び自己点検・評価結果に基づき、新たな事業計画の作成
FD推進委員会	(1) 自己点検・評価結果に基づき、教学上の課題について、FD

	活動を行い、改善案を検討し各学部・学科及び各専攻に提案
IR 推進室	(1) 方針及び施策の立案、実施状況・結果の検証、自己点検・評価に必要なデータの収集・分析・提供 (2) 教育研究活動等の実施状況に関する各種調査（ループリック調査、授業評価アンケート、学修行動調査、満足度調査等）の実施、調査結果の分析、データのとりまとめ

4 教育の企画・設計、運用、検証及び改善向上のための指針

教育の企画・設計、運用、検証及び改善向上のための指針を次のとおり定める。

- (1) 教学部会（教学マネジメント会議）は、大学の設置理念・目的に従って、各学部・学科、各専攻と協働で、教育ポリシー及びアセスメントポリシーを策定する。
- (2) 教学部会は、各学部・学科、各専攻が教育ポリシーに基づき教育課程を編成し、教育活動を実施するよう指示し、指導、助言及び支援を行う。
- (3) 各学部・学科、各専攻は、教育ポリシーに基づき、教育課程を編成し、最も効果的な方法により学生への教育活動を実施する。
- (4) 質保証会議は、各学部・学科、各専攻に対し、教育課程の実施状況について適時報告を求めることができる。
- (5) 各学部・学科、各専攻は、教育活動の経過、活動結果を確実に記録し、アセスメントポリシーに基づき教育活動の結果を検証する。
- (6) 教学部会は、(5)の教育活動の結果をアセスメントポリシーに基づき、大学全体、各学部・学科、各専攻の教育課程、各授業科目のレベルでどの程度達成されたか検証・評価する。検証にあたっては、ループリック調査、授業評価アンケート、学修行動調査、満足度調査などを参考にする。
- (7) 教学部会は、(6)の検証・評価結果及び自己点検・評価結果に基づき、FD 活動を実施し、必要に応じ改善案を各学部・学科、各専攻に対し提案する。改善案を提案するにあたっては、各種調査を参考に学生の視点を取り入れる。
- (8) 各学部・学科、各専攻は、アセスメントポリシーによる検証・評価結果及び学生の各種調査結果を踏まえ、教学部会の提案及び自己点検・評価結果に基づき改善案を策定する。
- (9) (1)～(8)の教育の質保証活動の結果については、これを公表する。